

2021年11月16日

健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用について

2021年10月20日からオンライン資格確認システムを導入している医療機関等で受診する際に、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【オンライン資格確認とは】

マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号などにより、医療機関・薬局がオンラインで健康保険の資格情報の確認ができる仕組みです。

〈注意事項〉

- ・マイナンバーカードを保険証として利用するには事前登録が必要です。
- ・これまでどおり、「健康保険証」も引き続き利用する事が出来ます。
- ・オンライン資格確認を導入していない医療機関や薬局では「健康保険証」の持参が必要です。マイナンバーカードを保険証として利用して医療機関を受診する場合は、受診する医療機関がオンライン資格確認システムを導入している医療機関であることを事前にご確認ください。

導入医療機関等の一覧（原則毎週月曜更新）

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

以 上

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

マイナ受付
対応しています
医療機関や薬局で、健康保険の代わりにマイナンバーカードを提示するサービスです。マイナ受付です。

健康保険の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

ステッカー

マイナ受付
対応しています
令和3年3月より、マイナンバーカードが健康保険証として使えます。

マイナンバーカードを健康保険証として使うと
このステッカーが目印！

ポスター

厚生労働省のホームページでも
利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー **0120-95-0178** **受付時間(年末年始を除く)**
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26
マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

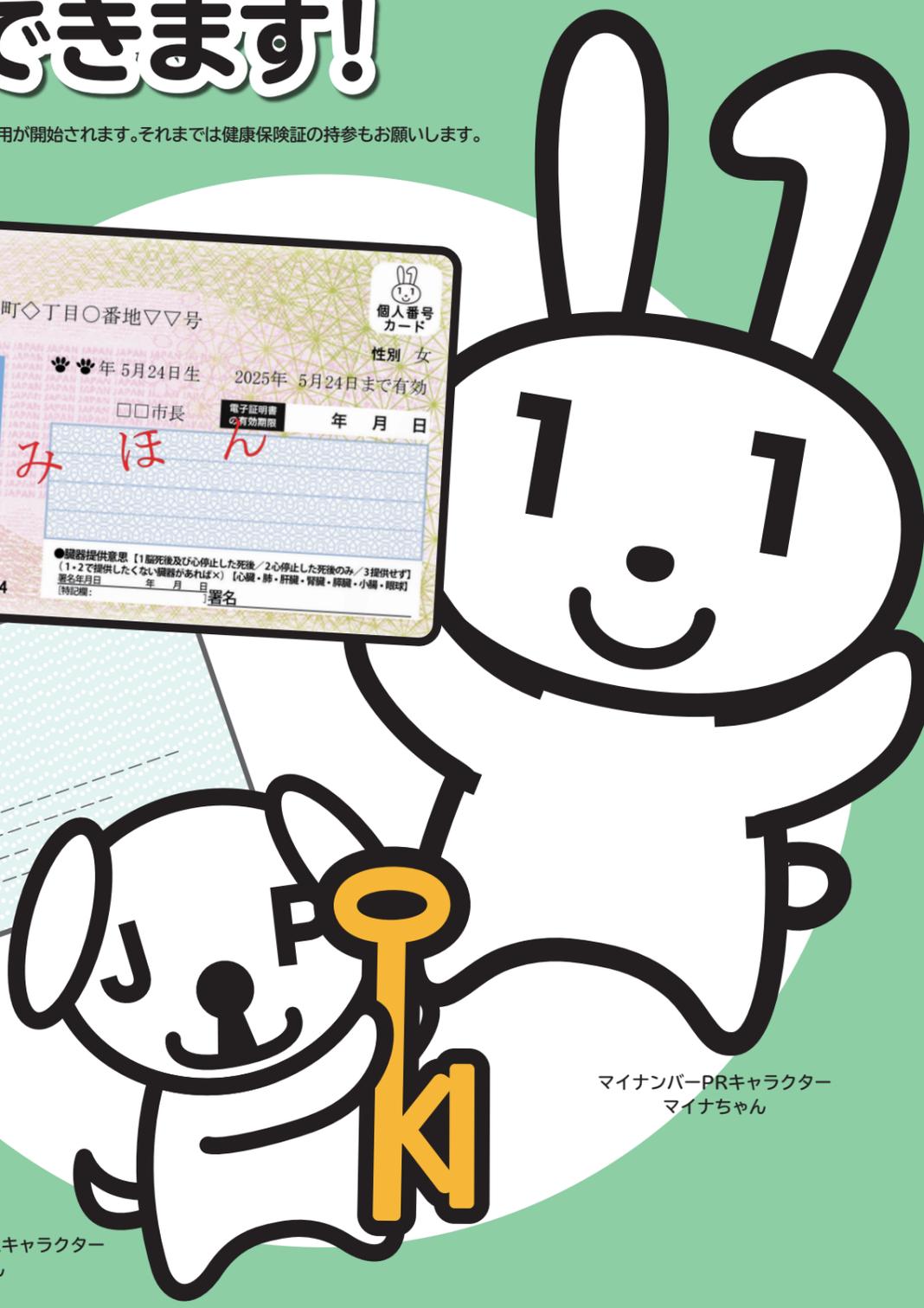
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については**24時間365日受付!**

マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。

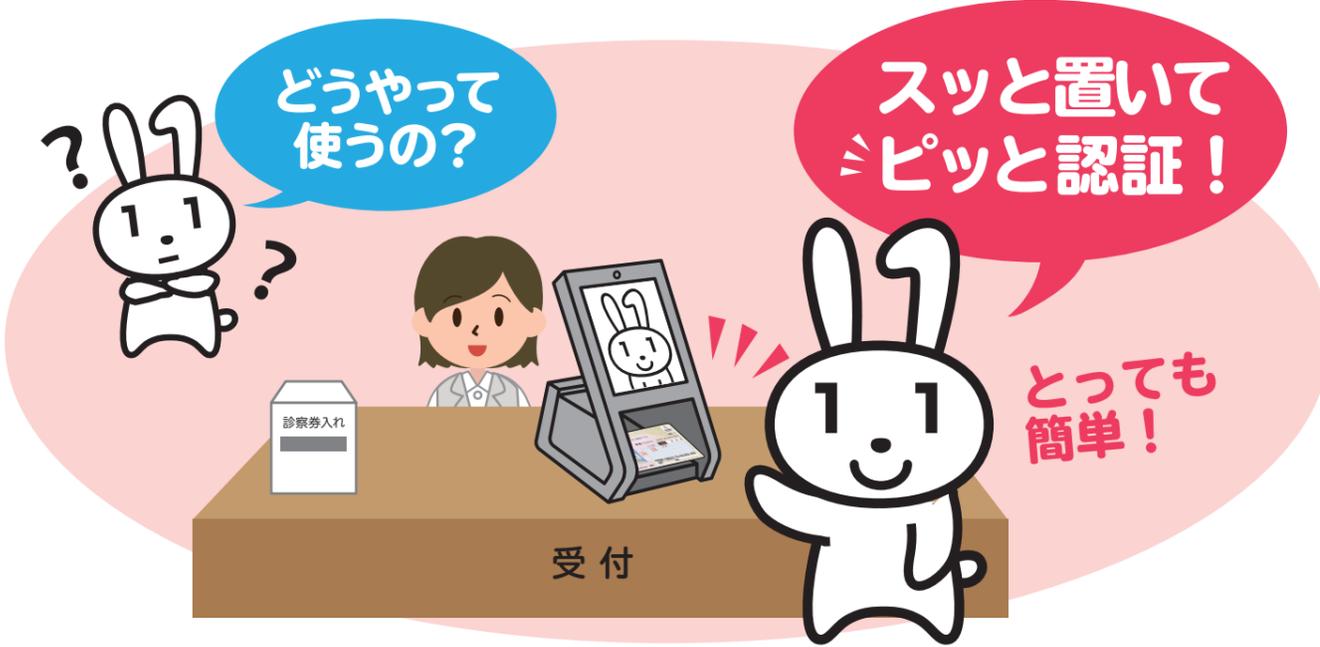


マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



🐰 どんないいことが? 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

🐰 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



🐰 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。

また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+IC カードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

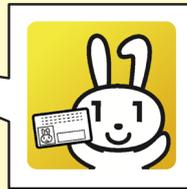
STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局 (※) の顔認証付きカードリーダーでも申込できるよ

※待ち時間短縮のため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの事前の申込をおすすめします。

ここをタップ(押す)!

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

●セブン銀行ATMでも申込できる!

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分